

寒さが増せば リスクも増える 油断は禁物 冬期災害

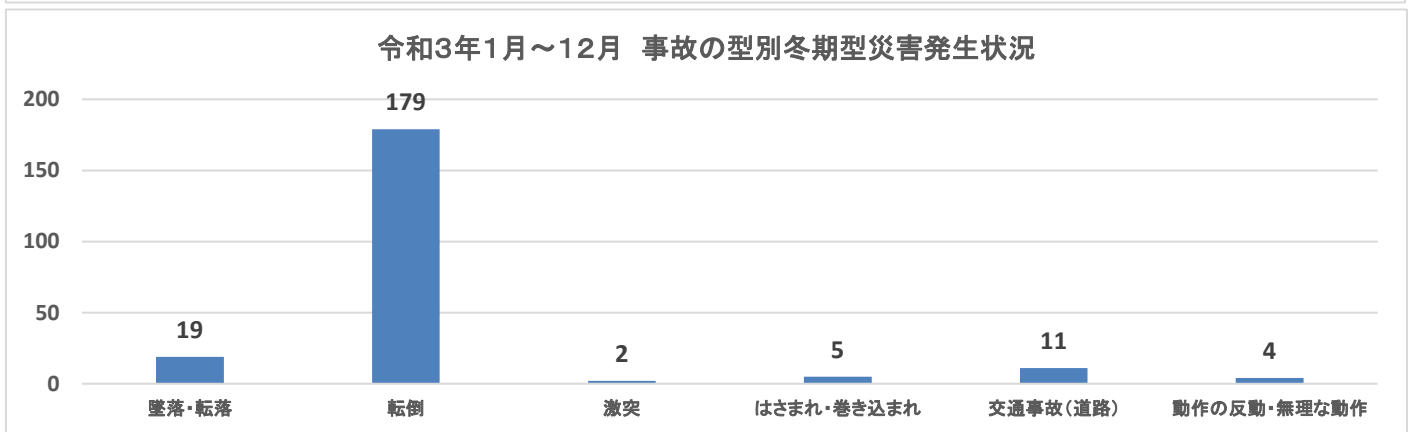
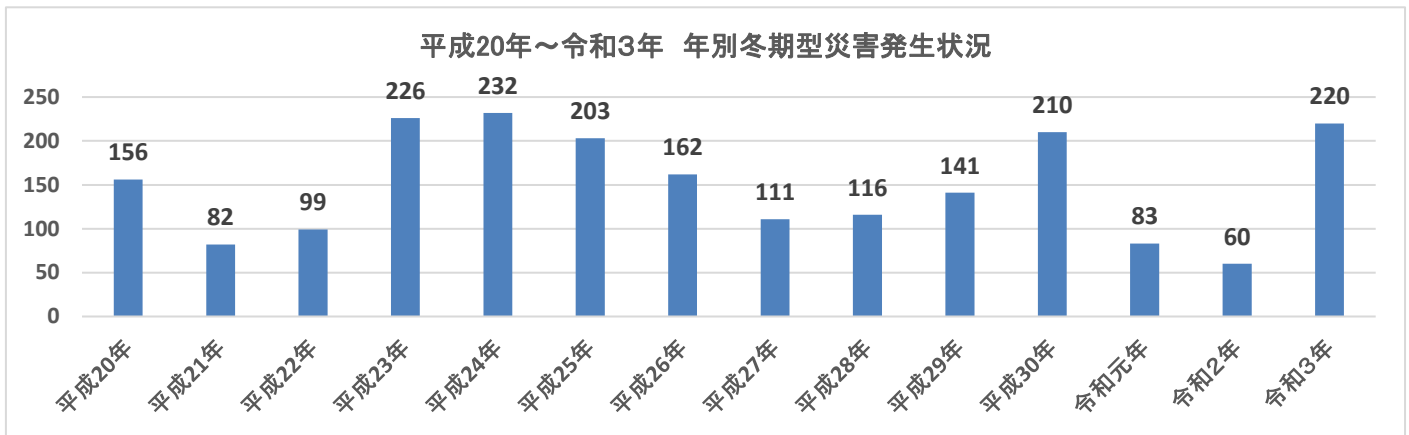
令和4年度「冬の労災をなくそう運動」

山形労働局 健康安全課

1 趣旨(要旨)

積雪寒冷地である山形県は、冬期間、低温や降雪、強い季節風等により、凍結や積雪による転倒災害や交通労働災害、雪下ろし作業中の屋根等からの墜落災害等、冬期特有の労働災害（以下「冬期型災害」という。）が多発することから、年末年始のあわただしさも重なる冬期間において、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組を行うものである。

令和3年冬期型災害が大幅増！
気象情報を把握し、凍結面での転倒災害防止の徹底を！



2 実施期間

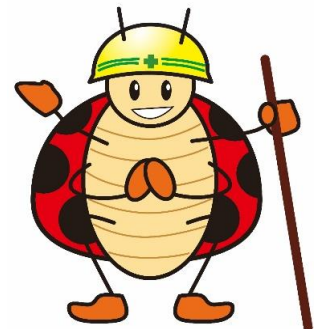
令和4年12月1日から令和5年2月28日まで

3 スローガン

寒さが増せば リスクも増える 油断は禁物 冬期災害

4 主唱

山形労働局・各労働基準監督署



てんとうぼうしくん

5 事業場の実施事項

(1) 最重点実施事項

ア 気象情報の活用によるリスクの低減

(ア) 大雪、低温等にかかる気象情報等を迅速に把握する体制を構築する。

特別警報：暴風雪、大雪

警報：暴風雪、大雪

注意報：風雪、大雪、雪崩、低温、着氷、着雪

早期天候情報：大雪、低温

2週間気温予報：低温

(イ) 把握した気象情報等に対するマニュアルを作成して、事前に関係者に周知する。

(ウ) 気象情報に応じた出張、作業計画等の見直しを行う。

イ 凍結等による転倒災害防止の徹底

(ア) 凍結面に対して、把握した気象状況に基づき、駐車場、通路等融雪剤の散布等凍結防止措置を講ずること。

凍結のおそれのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置など凍結防止を講ずる。

(イ) 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設ける。

(ウ) 滑りにくい履物の着用を徹底するとともに、底のすり減った履物は使用しない。

(エ) 小さな歩幅で足の裏全体をつけ、急がずにゆっくり歩く。

(オ) 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しない。

(カ) 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しない。

(キ) 転倒危険マップの作成、転倒危険個所について表示等による「見える化」等視覚による注意喚起を図る。

(ク) 「てんとうぼうしくん」ステッカーを活用し、注意喚起を図る。

(2) 重点実施事項

ア 屋外作業における対策の実施

イ 交通労働災害防止対策の徹底

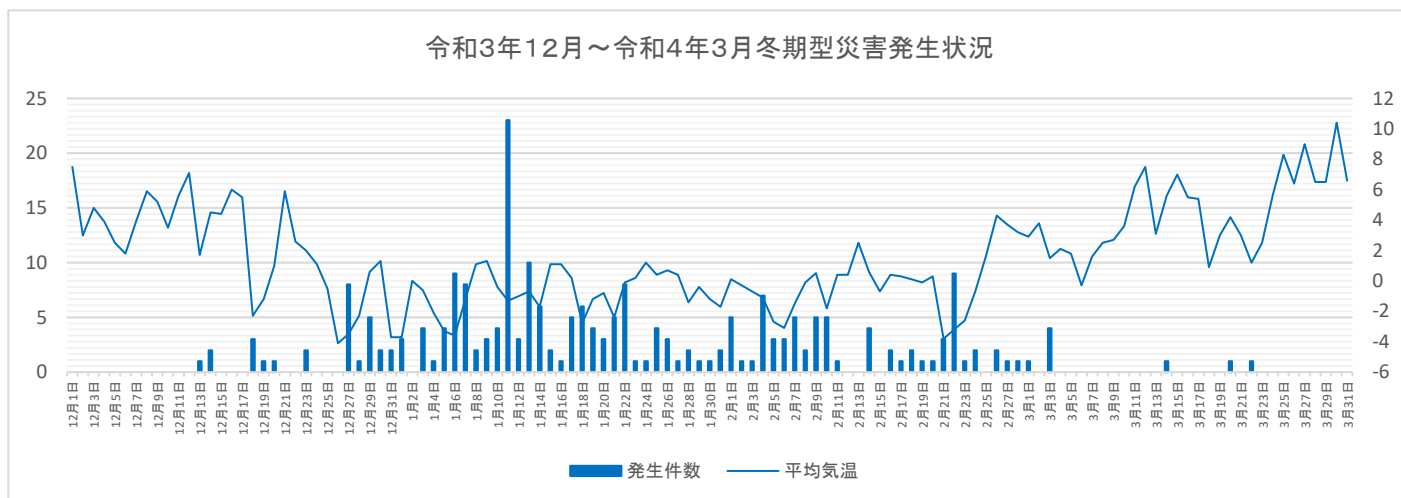
ウ 雪下ろし作業等における安全対策の実施

エ 高齢労働者対策

オ 一酸化炭素等の中毒予防対策

カ 雪崩災害防止対策

6 冬期型災害と気温との関係



平均気温が氷点下となる日は発生件数が増加する傾向があります。気象情報を把握し、事前に必要な対策を講ずることにより冬期型災害防止の徹底を図ることが重要です。

【問い合わせ先】

山形労働局健康安全課

023-624-8223

米沢労働基準監督署

0238-23-7120

山形労働基準監督署

023-624-6211

新庄労働基準監督署

0233-22-0227

庄内労働基準監督署

0235-22-0714

村山労働基準監督署

0237-55-2815